



リフォーム関連情報

# テイキング・ワン通信

2022年

3月号

3月16日発行

株式会社テイキング・ワン

〒838-0062 福岡県朝倉市堤 1549-11 Tel. 0946-23-8201 <http://www.taking-one.com/>

# 1

## 2022年度 国交省 減税/補助金制度の説明資料が公開されました

# 新年度 リフォーム関連制度 オンラインZOOM 説明会

国交省 支援制度等説明資料 [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/all\\_0209.pdf](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/all_0209.pdf)

### ●長期優良住宅化リフォーム

#### 令和4年度事業の令和3年度事業からの主な変更点

○事業タイプのうち、「高度省エネルギー型」を廃止、加算要件へ変更。

- ・長期優良住宅（増改築）の認定を受け、かつ、一次エネルギー消費量が省エネ基準比20%削減される「高度省エネルギー型」を廃止。

事業タイプ	評価基準型	認定長期優良住宅型	高度省エネルギー型
補助限度額	100万円/戸 (150万円/戸)	200万円/戸 (250万円/戸)	250万円/戸 (300万円/戸)

- ・補助限度額の加算条件に一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%とする場合を追加。

補助限度額加算となる要件※上記表( )内	
三世同居対応改修工事の実施	若者・子育て世帯による工事の実施
既存住宅購入者が工事を実施	一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%となる工事の実施

※詳細は、事業開始に合わせて公表する交付申請マニュアル等をご確認ください。

3/25のセミナーでは、国交省公開の減税・補助金制度の変更点やスケジュール等について説明します。4月5月のスタートアップを応援します！ 主催(株)テイキング・ワン

**参加無料**

- 長期優良住宅化リフォームのスケジュールと変更点
- 住宅ローン減税と贈与税非課税措置の制度変更点
- バリアフリーリフォーム減税の利用法、活用事例

**セミナー日時** 令和4年3/25(金) 13:00～ 所要時間約60分

**お申込み方法** 下記URLもしくは右QRコードからお申込みください  
後日、ご指定のアドレスにZOOM 接続アドレスのメールが届きます。  
<https://e-mailer.link/100179093233>



# 2

## 令和2年度次世代省エネ建材補助金調査報告書

# 申請数トップ5は東京・兵庫・神奈川・福岡・大阪

[https://sii.or.jp/meti\\_material03/uploads/R2jisedai\\_houkokusho.pdf?0120](https://sii.or.jp/meti_material03/uploads/R2jisedai_houkokusho.pdf?0120)

### コロナ禍で在宅時間が増えた中、断熱リフォームで良かったと思うこと(戸建て住宅:抜粋)

- ・真冬の風呂が苦にならなくなった。
- ・薄着で過ごせる。活動的生活になった。
- ・独身時代に住んでいた時と比べるとあたたかい、と思う。
- ・作業可能な室温になり、複数人のテレワークが室を分けてできるようになって良かった。
- ・外気の影響を受けにくく室内の温度変化が緩やかになりストレスが少なくなった。
- ・例年深いに思っていたコールドドラフトが無くなった。
- ・結露がなくなった。



なんと福岡県は申請数全国第4位！大分や熊本も多かったようです。住宅の築年数では築後25年～45年が多いという結果でした。戸建住宅、集合住宅ともに光熱費が「安くなった」「やや安くなった」と回答した事業者の割合が約70%。今年も公募が始まったら、ぜひ積極的に利用ください！

# 3

## 確定申告でリフォーム減税をする消費者が必要とする書類

「増改築等工事証明書」を発行して下さい。と言われたときは。

住宅ローン減税適用要件・必要書類等 [http://www.taking-one.com/files/uploads/zeiseiR3\\_6-loan1.pdf](http://www.taking-one.com/files/uploads/zeiseiR3_6-loan1.pdf)

【住宅ローン減税】令和3年12/31までに終わったリフォーム工事（減税対象工事）は、年末ローン残高の1%が所得税から控除（10年～13年間）される可能性があります。

※令和4年以降に完了した工事については、年末残高の0.7%控除となる予定です。

減税対象工事：増減築・改築・大規模改修・一室以上の床や壁工事を含むリフォーム等  
要件等：100万円を超えるリフォーム費用／10年以上の返済期間のローン  
対象者等：リフォームした住宅の所有者＝工事発注者＝所得税納付者等  
手続等：上記対象者等が2022年2月～確定申告にて必要書類提出の上申請

【例】リフォームローンの年末残高が800万円なら、その年は8万円を上限に、納めた所得税が戻ってくる！それが10年続くリフォーム減税制度です。

以下の【必要な書類】を郵送くだされば、9,900円（税込）で証明書を発行します！

### 【必要な書類】

- ①建物の登記事項証明書    ②工事請負契約書    ③見積内訳書
- ④家の間取り図（リフォーム前と後）    ⑤着工前と工事完了後の写真
- ⑥工事で補助金等支給される場合は、支給金額のわかる公的書類
- ⑦増改築等工事証明書発行依頼書（以下 URL よりダウンロード）

[http://www.taking-one.com/files/uploads/2022\\_iraisyo.pdf](http://www.taking-one.com/files/uploads/2022_iraisyo.pdf)

工事前の写真撮影がポイントね！



★工事前の写真が無い場合は、現地調査で証明書の発行が可能です。

★御社の工事がリフォーム減税の対象になるかどうかは、随時お電話ください。

★必要書類の詳細は「お問合せフォーム」から → <http://www.taking-one.com/contact/>

# 4

## 確定申告 3/15 までにできなかった！

## 4/15 までの期間延長および過去5年の修正申告

国税庁HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/01.htm>

“オミクロン株による感染の急速な拡大状況に鑑み、令和4年3月15日（火）（個人事業者の消費税の確定申告については同年3月31日（木））の期限までに、新型コロナウイルス感染症の影響により申告することが困難であった方については同年4月15日（金）までの間、簡易な方法により申告・納付期限を延長することができます。”

“また、還付申告は5年間することができるので、この場合には、令和3年分確定申告期限を過ぎて申告しても問題はありませぬ。”

過去5年にさかのぼってリフォーム減税の申告が可能です。税務署等に確認ください。

申告書の右上の余白に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【所得税申告書の記載例】

令和 年 月 日		令和 03 年分の	所得税及び復興特別所得税の	確定申告書B	FA2201
現在の住所	個人番号(マイナンバー)	フリガナ	氏名	職業	第一表 (令和)
立地	専属性	専属性	専属性	専属性	専属性
専属性	専属性	専属性	専属性	専属性	専属性
専属性	専属性	専属性	専属性	専属性	専属性

記事に関するご意見、お問合せは以下にお願いいたします。

m-tagomori@taking-one.com 発行責任者：田籠 道子

Tel. 0946-23-8201 Fax. 0946-23-8202

